

千葉県養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱（令和4年4月1日付制定。以下「実施要綱」という。）に基づき、実施要綱第2条（1）に定める対象事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、「千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第2条（1）に規定する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、実施要綱第3条（1）に規定する者とする。

(補助額の算出方法)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の補助対象経費の項に掲げる経費とする。

2 補助額は、前項の経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、別表の補助基準額の項に定める基準額とを比較して少ない方の額とし、その額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ

た場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(6) 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

(7) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(8) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金変更交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定したときは、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金変更交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定したときは、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業中止(廃止)承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により補助金の実績報告をしようとする

ときは、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業実績報告書（様式第5号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）によるものとする。

（返還の命令）

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市養子縁組民間あっせん機関基本助成事業補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

（届出事項）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）住所又は所在地、氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- （2）その他市長が必要と認めたとき。

（書類の保管等）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類を、当補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助基準額
<p>養子縁組民間あっせん機 関助成事業に必要な旅費、 委託料</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>養子縁組民間あっせん機関基本助成事業</p> <p>第三者評価受審促進事業</p> <p>1か所あたり 300,000円</p>